

第4章

計画の取組

第4章 計画の取組

基本目標1 いきいきと活動するための環境づくり

1-(1) プラチナ世代からの社会参画の促進

高齢社会において、高齢者が地域の様々な活動に参画することは、本人の生きがいづくりや介護予防・健康づくりのみならず、地域社会全体の活性化にもつながります。

アンケート調査の結果によると、高齢者の多くが何らかの地域活動に参加したいと回答しています。

高齢者が、自ら健康づくりや趣味活動に取り組んだり、それぞれの持っている能力を活かして地域活動の担い手となるなど、高齢者の元気を地域の活性化につなげる環境づくりを推進します。

1 生涯現役で活躍し続けられる社会環境の整備

プラチナ世代が社会参画しやすい環境づくり

各地区や公民館等で行われる三世代交流会などを通じ、生きがい・健康づくりとあわせて自分の能力や経験を活かせる新たな場を見つけられる機会を提供し、地域活動への参加を誘導します。



2	生きがいや健康づくりにつながる活動の促進
老人クラブ活動への支援	老人クラブは、仲間づくりや生きがい・健康づくりなど、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、個々の知識や経験を活かし、地域諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組む、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。 老人クラブの推進する高齢者の知識・技能の伝承、社会奉仕活動や健康増進事業等の活動を支援するとともに、会員の意識改革、若手高齢者等の新規加入の促進、人材育成等活性化に向け、引き続き支援を行います。
地域健康センターの充実	機能訓練や入浴、教養娯楽等の事業を実施するとともに、高齢者及び高齢者団体の自主活動のために必要な場の提供を行います。 また、住民への各種講座や自主活動の場の提供を推進します。
コミュニティーセンター等の利用促進	高齢者に、教養の向上、レクリエーション等のために気軽に利用できる場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設としてコミュニティーセンター等を設置しています。 町内に5か所のコミュニティーセンターと8か所の老人集会所があり、今後も地域に密着した施設として、自治会と連携して利用の促進を図ります。
生涯学習の充実	公民館を拠点とし、熊東大学やシルバーカレッジなど的高齢者大学や高齢者向け教養講座の開設、自主グループ活動の育成などを引き続き行います。
スポーツ・レクリエーションの充実	筆の里スポーツクラブなどで、高齢者も無理なくできるニュースポーツの普及とともに、楽しく体力づくりを行えるメニューを増やし、高齢者一人ひとりが、年齢、体力、目的等に応じて気楽に参加し、楽しむことができる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進を図ります。
敬老事業	毎年9月の老人保健福祉月間に満80歳以上の高齢者を対象とした敬老会を開催しています。 また、長寿祝金を支給しています。 敬老事業については、対象者の増加により、今後の実施方法について検討します。

3 人材育成と活躍の場の提供	
ボランティアネットワーク化の推進	社会福祉協議会ボランティアセンターを拠点とし、情報の収集と発信の機能を強化し、地域のボランティアネットワーク化の実施に向けて取り組みます。
ボランティア活動の促進	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて実施する、ボランティアを必要とする人とボランティアを行いたい人の調整やボランティアに関する相談・活動などを支援するとともに、高齢者の参画を促進します。
ボランティアに関する啓発の推進	ボランティア活動の社会的意義や地域におけるボランティアの役割など、ボランティア活動に対する意識を高めるために、社会福祉協議会が実施する講座や教室の開催を支援します。
研修の実施	ボランティアの資質向上のための研修を実施します。
情報提供の充実	老人クラブ、高齢者能力活用協会、NPO法人、各種ボランティア団体など、関係団体等と連携し、様々な活動団体の情報を集約し、一元的に提供します。



1 - (2) 高齢者の就業機会の確保

就業により収入を得ることは、生活の安定や充実につながるとともに、働くことは自己実現にもつながります。

第5期計画期間中に65歳を迎えた多くの団塊の世代は、様々な知識や技能とともに、多くの経験を持っています。

アンケート調査の結果によると、今後、「仕事を継続したい・仕事をしたい」と回答した割合は、35.1%であり、男性の65～74歳では51.8%となっています。

高齢者の知識や技能、経験を活かした就業の機会の充実を図ります。

1 高齢者能力活用協会の充実

高齢者能力活用協会は、定年退職後等の高齢者に対して、収入を副次的なものと捉え生きがいと健康づくりを目的とし、一般の雇用関係に基づかない地域に密着した補助的・短期的な仕事を提供しています。

熊野町では、平成元年発足の「生きがい事業団」が、町内関係各機関の支援体制を得て、平成11年6月「熊野町高齢者能力活用協会」として発展改組し活動を展開しています。

今後も、高齢社会を活力あるものとするため、高齢者に活躍の場を提供するなど、活動の支援を行います。

2 コミュニティービジネス展開の仕組みづくり

地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用し、生きがいや居場所などをつくり出すことで地域（コミュニティ）等におけるニーズや課題に対応するコミュニティビジネスの活動へ参画する仕組みを構築します。

1 - (3) 健康づくりと介護予防の推進

高齢化の進行により医療や介護にかかる社会的な負担が一層増加することが見込まれ、国民医療費は年々増加し、年齢階級別においては65歳以上の医療費が5割を超えています。

アンケート調査の結果によると、現在何らかの治療中の病気や後遺症がある割合は元気高齢者の約8割を占め、また、介護が必要になった原因として、「脳卒中(脳出血・脳梗塞)」、「心臓病」、「糖尿病」などの生活習慣病や「骨折・転倒」などがあがっています。

活力ある地域社会を実現するとともに、医療費や介護にかかる費用を抑制するためにも、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能を維持・向上するなど、住民の自主的な健康づくりへの取組を支援します。

また、介護予防事業については、心身機能の向上を図るためのリハビリテーションなど、高齢者本人への事業に加え、生活環境の調整や地域活動への参加を促進し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための支援を行うなど、高齢者を取り巻く環境整備を推進します。

1	健康づくりの推進
健康教育の実施	継続的な健康自律行動を支援することを目的とし、将来的に要介護状態や生活の質の低下を引き起こす危険性が高い生活習慣病の予防や、健康増進等の健康に関する正しい知識について、若年層から普及を図ります。 また、地域の要望に応じ、より身近な場所において出前講座を実施します。
健康相談の実施	家庭・地域等における健康づくりを支援することを目的とし、心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病予防等に必要取組について、共に考え適切な助言を行います。
健康診査の実施	医療保険者において実施される特定健康診査・特定保健指導により、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防を推進するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者健康診査、がん検診及び骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等の実施により、生活習慣病の早期発見・重症化予防を図ります。 また、未受診者の受診勧奨や健診の必要性等の啓発活動を強化し、受診率の向上を図ります。

家庭訪問の実施	心身機能の低下の防止や健康の保持増進を図ることを目的とし、健診結果等で健康管理上、訪問指導が必要と認められる人に対し保健師等が訪問し、一人ひとりに応じた保健指導を実施します。
食育の推進	住民が様々な経験を通じて、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。

2 一般介護予防事業の推進	
介護予防把握事業	収集した情報等を利用することにより、閉じこもり等に対する何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、出前講座やイベントの開催、広報紙やホームページを活用するなど、介護予防に関する情報を住民に提供します。 ○ 介護予防講演会の実施 ○ ノルディック・ウォーキングの普及及び大会の実施
地域介護予防活動支援事業	地域においてグループで継続して介護予防に取り組めるように自主グループの育成を行います。 また、その組織や既存の組織が継続的に活動できるよう支援します。 ○ ゆらっとくま～リハビリ体操リーダーの養成 体操リーダーを養成するとともに、リーダー組織の育成及びその支援を行います。 ○ シルバーリハビリ教室の実施 ○ 地域住民による集いの場への支援

3 住民運営の集いの場の充実

住民が運営する集いの場づくりの促進	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、継続して活動が続けていくために、地域住民が運営する集いの場（介護予防教室）の創設を支援します。
ミニ・デイホーム事業の推進	地区社会福祉協議会が実施する、高齢者のための憩いの場を提供するとともに、趣味活動を通じた生きがいづくりや仲間づくりを行うミニ・デイホーム事業を引き続き支援します。

4 地域リハビリテーション活動の充実

地域における介護予防の取組の機能強化を図るため、通所サービス、訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与を促進します。

5 口腔ケアの推進

介護予防としての口腔機能向上プログラムについては、高齢者を含む一般住民にその意義や内容などがほとんど理解されていない現状にあることから、関係専門職団体、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ等の地域高齢者団体、その他関連の会議等の場を活用し、口腔ケアの意義・内容・効果等について十分に情報提供し、地域における啓発普及の協力体制を確保していきます。

また、口腔機能が低下する恐れのある高齢者に対し、嚥下や咀嚼機能の向上を目的とした教室を開催します。

基本目標 2 支えあう地域づくり

2 - (1) 地域での生活支援の推進

高齢化が進行する中、今般の介護保険制度改正では、要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護と通所介護が、住民等の多様な主体によるサービス提供により、市町村が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

実施にあたっては、地域の関係機関等と連携し、訪問・通所介護事業者、NPO、民間企業、住民等による多様なサービスの基盤整備を図ります。

1 生活支援サービス充実のための仕組みづくり	
生活支援サービス充実のための仕組みづくり	高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、既存事業も含めて検討するとともに、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の多様な主体による重層的な提供体制を構築します。
日常生活・家族介護支援の充実	ひとり暮らし老人巡回相談事業 ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して生活ができるよう、地区社会福祉協議会を中心とした地域の見守り体制を構築し、馴染みのある地域住民などの訪問による安否確認や相談等を行います。
	緊急通報システム事業 65 歳以上の虚弱な状態や介護を必要とする高齢者で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯等に対し、緊急時に緊急ボタンを押すことにより、24 時間看護師等の専門職が常駐する受信センターにつながる緊急通報用の装置を設置し、協力員などにより緊急時の救急対応や相談など適切な対応を行います。
	養護老人ホーム 環境上の理由や経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの措置を行います。 虐待等により緊急避難等が必要な場合には、養護老人ホームの専用居室での一時入所も行います。
	家族介護用品の支給 町民税非課税世帯で、要介護 4 または 5 の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙オムツなどの介護用品の引換券を交付します。

	社会参加・移動の支援 高齢者や障害者などの交通弱者が日常生活における通院、買い物、社会参加のための移動支援として、生活福祉交通“おでかけ号”を引き続き運行します。 熊野町社会福祉協議会等が実施する移送サービス事業（福祉有償運送事業）の円滑な実施を支援します。
--	--

2 生活支援コーディネーター及び協議体の設置

生活支援コーディネーターの配置	生活支援・介護予防サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域支援の開発やそのネットワーク化を行う生活支援コーディネーターを配置します。
協議体の設置	商工会、筆事業協同組合、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人等、多様な構成メンバーによるワーキングを開催し、地域課題の掘り起こしや課題解決の方策を模索します。また、関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進します。

3 地域における見守り体制の強化

緊急時の対応のための情報共有の推進	ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時の連絡先や要介護状態などの情報を記載した緊急連絡カードの設置を促し、緊急時の関係機関との連携と迅速な支援につながります。
緊急時見守り体制の構築	高齢者のための重層的な見守り体制を構築するため、地域の住民とかかわりを持つ事業者と協定を締結し、日常業務の中で無理のない範囲で高齢者の見守り、緊急事態等を発見した場合には連絡等の協力を依頼します。
熊野町いきいき生活応援店推進事業	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、高齢者にやさしいサービスを提供する店舗等に応援店認定証を交付し、店舗等の情報を町のホームページで提供します。
徘徊SOSネットワークの充実	地域包括支援センターが中心となり、警察、民生委員・児童委員、自治会、消防署、町内タクシー事業所、公共交通機関等の関係機関による徘徊SOSネットワークの充実を図り、日常生活の見守りを行うとともに徘徊高齢者などを迅速に保護するための体制の整備を図ります。また、海田警察署、広島市安芸区、府中町、海田町、坂町と広域連携し、徘徊事案が発生した際に、情報共有を行い、対応します。

4	高齢者虐待・権利擁護事業
高齢者虐待	高齢者虐待を防止するために、虐待に関する知識の普及や介護者の負担軽減に向けた取組を行います。 また、地域包括支援センターを高齢者虐待相談窓口とし、本人、介護者、介護事業者等への相談の充実を図ります。
権利擁護	判断能力等が十分でない高齢者が、介護保険サービス等の利用に際し援助が必要な場合は、社会福祉協議会等と連携し、福祉サービス利用援助事業（かけはし）や成年後見制度の利用を支援します。

2 - (2) 高齢者向けの住まいの確保

今後、高齢化がさらに進行する中、介護や各種支援が必要になった場合であっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢期にも住み続けられる住まいの整備を推進していくことが重要となります。

高齢者や障害者の一人ひとりの生活課題や多様な住まいのニーズに対応するため、住宅施策と連携し、住環境の整備や住宅相談の充実等、居住関係施策を総合的に推進します。

1	高齢者が暮らしやすい住宅の供給促進
住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者や障害者等の幅広いニーズに対応した、誰にもやさしい公営住宅の運営を行います。 また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を踏まえ、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携してサービスを提供することを目的に整備が進むと考えられる「サービス付き高齢者向け住宅」等の整備が適正に行われるよう取り組みます。 また、庁内関係課や県等と連携し、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの情報の把握・集積を行い、その情報を提供します。	

2	福祉連携住宅と西部地域健康センターの連携
高齢者向けの県営住宅と高齢者の介護予防事業等に取り組む西部地域健康センターとの有機的な連携を促進し、子育て世帯と高齢者の交流を推進します。	

2 - (3) 高齢者が安全に暮らせるまちづくり

高齢者や障害者が地域で安心して暮らすとともに、自立し、社会活動への参画や主体性を持った生活ができるよう、安全かつ快適な環境整備を進める必要があります。

そのため、災害が発生し又は災害の発生するおそれのあるときにおける高齢者や障害者等、第三者の支援を必要とする人への支援体制づくりは、喫緊の課題であるとともに、高齢者が被害となる犯罪の増加も問題となっています。

このため、地域で高齢者が安心して暮らせるよう、防犯・防災体制の整備充実を図ります。

また、道路の安全確保や段差解消、公共施設のバリアフリー化など高齢者や障害者が安全に生活し、社会参加が図られるよう環境の整備を進めます。

1 地域防災体制の充実	
防災対策の推進	熊野町地域防災計画に基づき、災害時における情報伝達、避難誘導、救助等、地域・行政が一体となった防災・減災対策の推進に努めます。 大規模災害発生時等において、地域で助けあう「共助」の柱となる自主防災組織の設立を促進し、活動の活性化を図るため、自主防災組織育成研修会や出前講座などを開催します。 また、自主防災組織育成支援を検討します。
避難行動要支援者台帳の整備	避難時に第三者の支援が必要な人には、避難行動要支援者としての名簿登録を促し、災害時の安否確認や避難誘導支援に活用します。 協定を交わした避難支援等関係者には、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、声かけなどを通じて、顔の分かる関係づくりに取り組みます。

2 地域防犯の促進	
地域の防犯体制づくりの促進	防犯ボランティアによる取組を支援するとともに、警察、地域住民組織、各種団体などと連携して防犯活動を実施します。
防犯灯の整備	防犯灯設置等への補助金交付を継続し、夜間の安全性の向上に努めます。

3 消費者被害防止対策の推進	
消費者教育の推進	高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者本人や家族に向けて広報紙など多様な媒体による啓発を行うとともに、自治会や公民館活動など地域の高齢者が集まる場所に消費生活相談員が出向いて啓発活動を行います。

4 交通安全対策の充実	
交通安全対策	住民参加による交通安全街頭キャンペーンの実施や交通安全教室の開催等によって交通安全への意識を高めます。
道路環境の安全確保	幹線道路網の整備を推進することにより生活道の交通量を緩和し、日常生活における歩行環境の安全性を高めます。 また、高齢者や障害者の通行に配慮し、ガードレール等の安全施設整備や歩道の段差解消を進めるとともに、引き続き、関係機関に対して、横断歩道の整備を要望していきます。



基本目標3 安心して暮らすための基盤づくり

3 - (1) 地域包括ケア体制の構築

今後、急速な高齢化の進行に伴い、医療が必要な高齢者や認知症の高齢者、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な高齢者がさらに増加することが見込まれます。

地域の様々な分野の関係者、関係機関の連携をさらに強化し、具体的な仕組みづくりを進めていくことが必要です。

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、医療、介護、保健、福祉等の関係機関、民生委員・児童委員、自治会や地域住民、ボランティア、NPO等、あらゆる人々や関係機関・組織の連携のもと、地域ケア会議の開催等を通じて地域全体で協働し、支えあう体制づくりなど、地域包括ケア体制の整備をさらに推進します。

また、介護保険法改正に伴う、新しい総合事業への移行を平成28年度に行い、要支援者の能力を最大限に活かしながら、効率的・効果的なサービス提供を行います。

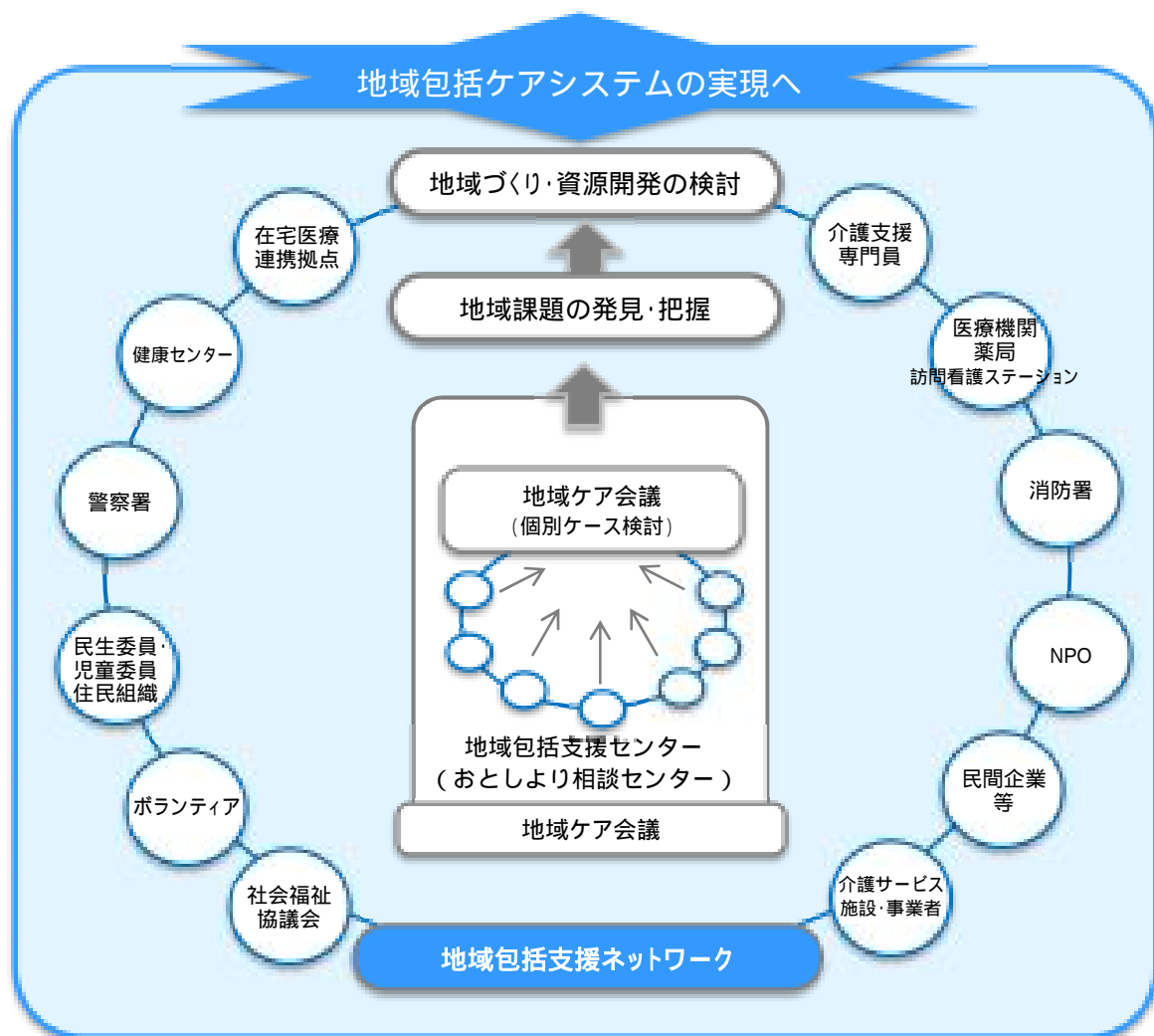
1 在宅医療・介護連携の推進	
地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療機関や医療機能、介護サービス資源等を把握し、サービスガイドブックの作成など、各関係機関で情報の共有化を図るとともに、その情報を住民に広く周知します。
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策などの協議を行います。
在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営	地域の在宅医療・介護連携について相談を担う在宅医療・介護連携支援センター（仮称）を設置し、地域の医療・介護関係者等に対する相談支援を行います。また、必要に応じて、退院の時、地域の医療関係者と介護関係者の連携や、利用者、患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関、介護事業者の紹介を行います。
在宅医療・介護サービスの情報共有の支援	地域連携パスなどの情報共有ツールや情報共有の手順などを定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者の間で医療、介護等に関する情報を共有できるよう支援します。 また、住民の地域福祉への意識を高めるとともに、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図り、多様なボランティア活動の推進に取り組みます。

在宅医療・介護関係者の研修	医療関係者に対する介護に関する研修会の開催、介護関係者に対する医療に関する研修会の開催などを行います。 また、多職種連携の実践等について研修を行います。
在宅医療・介護サービス提供体制の構築	切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供できるよう、利用者等の急変時などの連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者の協力を得て、体制の整備を計画的に行います。
地域住民への普及啓発	在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。

2 地域ケア会議の開催

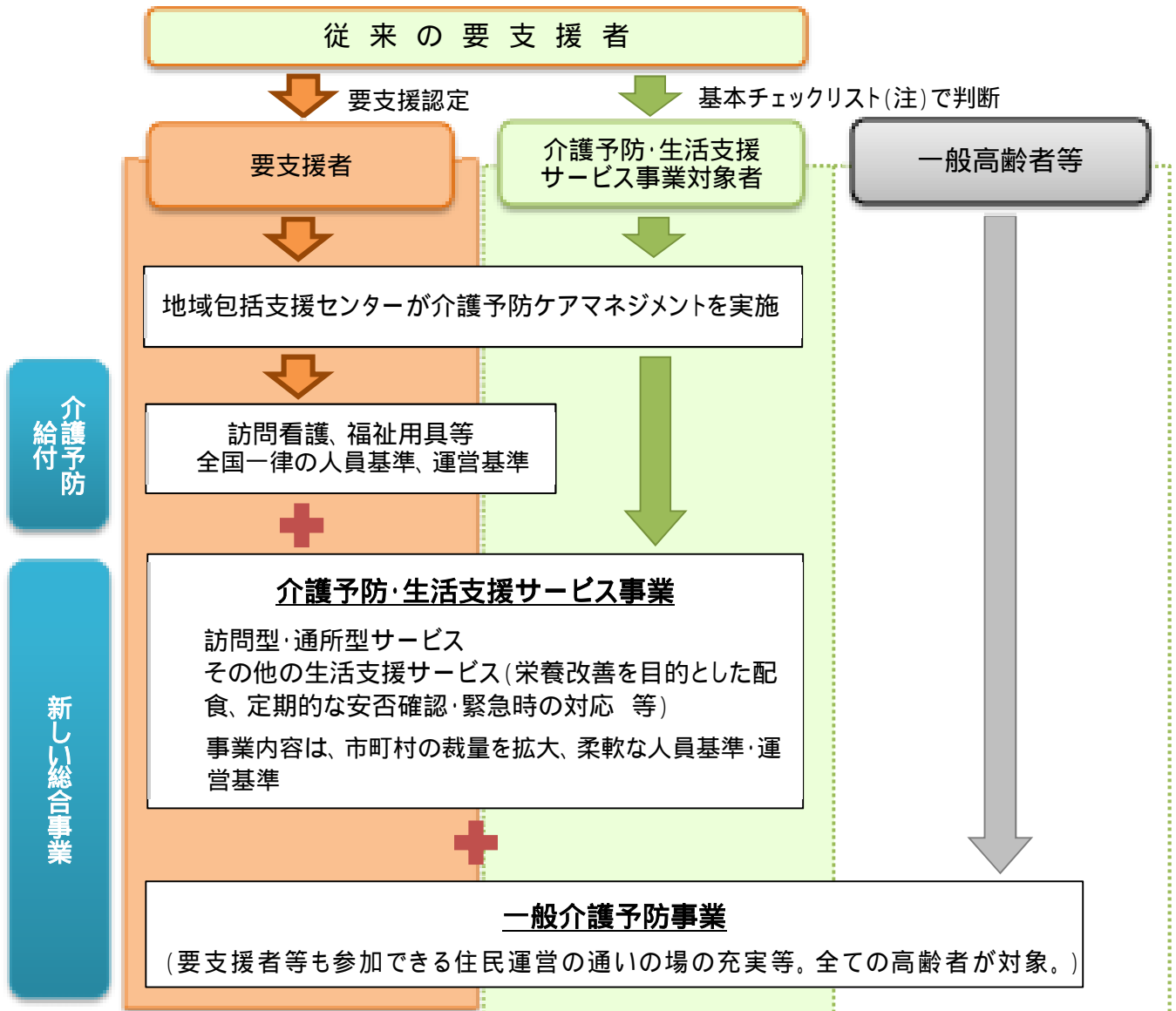
個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題への取組を推進するため、地域のネットワークを構築し、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを行います。

地域ケア会議を活用した個別課題の解決から地域におけるネットワークづくりまでのイメージ図



3 介護予防・生活支援サービスの実施

新しい総合事業のイメージ図



注：二次予防事業対象者把握のための基本チェックリストの配布は行わない。

サービス種別	内容	
訪問型サービス	要支援者等に対し、入浴、排せつ、家事などの日常生活上の支援を提供します。	
	訪問介護	(現行サービス相当) 訪問介護員による身体介護・生活援助
	訪問型サービス A	(緩和した基準によるサービス) 調理、掃除等の生活援助
	訪問型サービス B	(住民主体による支援) 住民ボランティア等による生活援助
	訪問型サービス C	(短期集中予防サービス) ・通所型サービス C の利用者に対するアセスメントを中心とした訪問 ・保健師等による自宅での相談指導等
	訪問型サービス D	(住民主体による支援) 移送前後の生活支援
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活の支援を提供します。	
	通所介護	(現行サービス相当) 通所介護同様サービス
	通所型サービス A	ミニ・デイサービス等閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業
	通所型サービス B	(住民主体による支援) 体操・運動等の活動、会食等
	通所型サービス C	(短期集中予防サービス) 日常生活に支障のある生活行為を改善するために、運動器機能向上・栄養改善などのプログラムを複合的に実施
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。	
	ケアマネジメント A	(現行サービス相当) 介護予防支援と同様サービス ケアプラン作成→サービス担当者会議開催→ケアプラン決定→モニタリング(おおむね3か月ごと)
	ケアマネジメント B	(緩和した基準によるサービス) プロセス等を簡略化 ケアプランは作成するが、サービス担当者会議は省略、モニタリングの間隔をあける
	ケアマネジメント C	(緩和した基準によるサービス) 初回のみ実施 ケアマネジメントの結果を通知し、ケアプランは作成しない

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、上記の表内のサービスのみを利用する要支援者で、介護予防ケアマネジメントに基づき実施する事業。

4 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の充実強化	
地域の関係機関との連携	地域包括支援センターを中核とし、医療・介護・福祉の関係機関、民生委員・児童委員、自治会や地域住民、ボランティア、NPO法人等、多職種・多機関連携のもと、これらの地域資源を活用し、地域全体で協働して支えあう体制づくりや生活環境の整備など、ハード・ソフト両面にわたる地域包括ケア体制の整備を推進します。 また、関係機関と目標の共有化を図ることにより、地域の課題解決能力を高めます。
周知・啓発の強化	住民、支援する関係者に対し、高齢者の相談支援のワンストップサービスの拠点としての地域包括支援センターの役割を周知するため、広報紙やパンフレット等の広報媒体や関係各課、関係機関が行う様々な訪問活動や事業を通じて周知・啓発活動の充実を図ります。
総合的な相談・支援	個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、介護保険サービスの相談をはじめ、地域における社会資源や医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会、各種ボランティア等、関係機関とのネットワークを活用し、総合的な相談・支援を行います。
地域包括支援センターブランチ	地域包括支援センターのブランチ（地域の相談窓口）として、熊野町東部相談支援センターと熊野町西部相談支援センターを位置付けており、住民の利便性を考慮し迅速かつ適切な相談対応と支援を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント	包括的・継続的なケア体制の構築 高齢者ができる限り住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送るためには、介護保険サービスだけでなく、様々なサービスや援助を含めて、包括的・継続的にサービスが提供されることが必要です。一人ひとりの生活全体を考慮し、その状態の変化に対応できるよう医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、包括的・継続的ケアマネジメントの実現を図ります。
	ケアマネジャーへの支援 ケアマネジャーが個々では解決しきれない困難事例や、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導助言できる仕組みが必要です。ケアマネジャーの個別研修や地域のケアマネジャーのネットワークを構築することにより、資質・専門性の向上を図ります。

地域包括支援センター運営協議会	サービス事業者、関係団体等で構成する「熊野町地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営と、進行管理に努めます。 また、同運営協議会で出された課題を整理し、地域包括支援センターの支援機能の活性化により、機能・体制の強化を図ります。
-----------------	--

5 地域包括ケアロードマップ（行動計画）の実行	
具体的な行動計画の実行	「何のために」、「いつ、誰が、どのように」取組を行うかを示した行動計画に基づき、関係者間で実施目的や活動状況を共有することで、実効性を高めていきます。



3 - (2) 介護サービス基盤の整備

1 介護給付

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できる支援体制が重要です。

アンケート調査の結果によると、介護が必要になっても自宅での暮らしを望む人の割合が高くなっています。

このため、住み慣れた地域や家庭で、それぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスを選択し、利用できるよう、居宅サービスに重点を置いた介護サービスの提供体制の充実を図ります。

以下の給付費等は、平成 24 年度から平成 26 年度（見込み）の実績値及び整備状況から今後のサービス量を見込みました。

訪問介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	28,195	38,681	49,423
	(人/年)	1,392	1,764	2,196
給付費(千円)		76,439	105,270	134,201

訪問入浴介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	1,115	1,946	2,531
	(人/年)	192	300	360
給付費(千円)		12,624	21,885	28,429

訪問看護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	6,511	9,926	12,775
	(人/年)	792	1,164	1,440
給付費(千円)		39,116	60,156	77,748

訪問リハビリテーション

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	926	1,423	1,962
	(人/年)	96	144	204
給付費(千円)		2,591	3,970	5,482

居宅療養管理指導

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)		1,368	1,800	2,256
給付費(千円)		19,612	25,917	32,549

通所介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	27,242	34,062	39,181
	(人/年)	2,508	2,904	3,348
給付費(千円)		206,153	257,878	295,669

通所リハビリテーション

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	18,788	22,307	27,960
	(人/年)	1,908	2,100	2,556
給付費(千円)		162,751	191,951	240,009

短期入所生活介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(日/年)	8,102	10,922	12,856
	(人/年)	792	936	1,044
給付費(千円)		67,994	92,150	107,937

短期入所療養介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(日/年)	3,508	4,306	5,618
	(人/年)	492	588	732
給付費(千円)		35,613	43,447	56,833

福祉用具貸与

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	2,916	3,132	3,432
給付費(千円)	37,515	40,939	44,912

特定福祉用具購入

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	84	108	132
給付費(千円)	1,892	2,493	3,178

住宅改修

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	60	84	108
給付費(千円)	4,261	6,426	7,782

居宅介護支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	5,400	5,772	6,180
給付費(千円)	70,265	74,927	80,174

[施設整備目標数の設定]

短期入所生活介護

平成 26 年度末現況

区 分	平成 26 年度
熊野町内施設定員数(床)	31
熊野町外施設利用数(床)	33
合計整備数(床)	64

追加整備数

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
必要者数見込(床)	66	78	87
追加整備数(床)	9	-	-
熊野町内施設定員数(床)	40	40	40

2 施設サービス・居住系サービス

介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭での生活を続けられる環境が望まれますが、重度の認知症高齢者や専門的な介護が必要な高齢者、家庭の事情等により家庭での介護が困難な高齢者もあり、今後も施設サービスへの需要は高まることが予測されます。

このため、入所希望者の現状の把握に努めるとともに、在宅、施設サービス等バランスのとれた基盤整備に努めます。

[1] 施設サービス

介護老人福祉施設

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	1,068	1,092	1,116
給付費(千円)	259,674	266,104	273,035

介護老人保健施設

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	1,584	1,668	1,752
給付費(千円)	409,928	430,853	452,846

介護療養型医療施設

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	276	276	276
給付費(千円)	98,287	98,098	98,098

[2] 居住系サービス

特定施設入居者生活介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	324	492	552
給付費(千円)	60,586	91,851	102,477

介護予防特定施設入居者生活介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	36	48	48
給付費(千円)	3,825	4,609	4,609

認知症対応型共同生活介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	456	456	456
給付費(千円)	110,865	110,994	110,994

[3] 施設整備目標数の設定

特定施設入居者生活介護

平成 26 年度末現況

区 分	平成 26 年度
熊野町内施設定員数(床)	0
熊野町外施設利用数(床)	18
合計整備数(床)	18

追加整備数

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
必要者数見込(床)	27	41	46
追加整備数(床)	27	-	-
熊野町内施設定員数(床)	27	27	27

3 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域の近くで介護サービスを受けながら、生活を継続することができるよう、日常生活圏域ごとに確保するサービスであり、今後、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者などの増加が見込まれる中、その充実が重要な課題です。

これらのサービスは、原則として熊野町民のみが利用可能であり、町が事業者の指定、指導監督を行います。

今後も、地域密着型サービスの提供体制を充実させ、身近な地域でのケア体制の充実を図ります。

以下の給付費等は、平成 24 年度から平成 26 年度（見込み）の実績値から今後のサービス量を見込みました。

認知症対応型通所介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	0	0	0
	(人/年)	0	0	0
給付費(千円)		0	0	0

小規模多機能型居宅介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	576	648	768
給付費(千円)	104,741	116,799	139,289

介護予防小規模多機能型居宅介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	48	48	48
給付費(千円)	2,815	3,165	3,245

認知症対応型共同生活介護＜再掲＞

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	456	456	456
給付費(千円)	110,865	110,994	110,994

地域密着型通所介護（仮称）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)		695	799
	(人/年)		60	72
給付費(千円)			5,263	6,034

4 予防給付

利用者の生活機能の改善という観点に立ち必要となる介護予防サービスを提供します。

地域包括支援センターにおいてケアプランを作成し、要支援状態の悪化を防ぎ、身体機能を低下させないように、予防を中心としたサービスを提供します。

以下の給付費等は、平成 24 年度から平成 26 年度（見込み）の実績値から今後のサービス量を見込みました。

なお、介護保険法改正に伴い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成 28 年度中に新しい総合事業へと移行します。

介護予防訪問介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)		828	504	0
給付費(千円)		13,918	8,439	0

介護予防訪問看護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(回/年)	1,039	2,212	3,607
	(人/年)	156	300	420
給付費(千円)		8,511	18,004	29,379

介護予防居宅療養管理指導

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)		60	192	288
給付費(千円)		631	2,232	3,295

介護予防通所介護

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)		1,008	552	0
給付費(千円)		34,941	18,360	0

介護予防通所リハビリテーション

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	720	984	1,308
給付費(千円)	27,082	36,466	47,745

介護予防短期入所生活介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(日/年) 46	199	245
	(人/年) 12	24	36
給付費(千円)	256	1,115	1,364

介護予防短期入所療養介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量	(日/年) 72	83	94
	(人/年) 12	12	12
給付費(千円)	605	695	791

介護予防福祉用具貸与

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	540	720	888
給付費(千円)	4,422	5,962	7,350

特定介護予防福祉用具購入

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	36	60	84
給付費(千円)	655	1,310	1,831

介護予防住宅改修

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	60	84	96
給付費(千円)	5,767	7,894	8,647

介護予防支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス量(人/年)	2,448	2,352	2,088
給付費(千円)	10,336	9,927	8,814

3 - (3) 介護サービスの質の向上・適正化

住民がよりよいサービスを円滑に利用することができるよう、サービス評価の実施、利用者への情報の公表や提供の仕組みづくり、相談体制の充実を図るとともに、サービス事業者に必要な支援と指導監督を行うなど、サービスの質の確保・向上に努めます。

また、全国的に、介護予防や改善につながらない不適切なサービス提供やサービス事業者の介護報酬の不正請求などが問題となっています。今後も、介護給付の適正化への取組を強化します。

1 要介護認定の公平・公正化

要介護認定は、保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会で、高齢者の心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果(一次判定)と主治医の意見書等に基づき審査判定を行います。

認定の客観性と公平性を確保するため、認定調査員に対して十分な研修・指導を行います。

2 介護給付の適正化

介護給付の適正化に向けて、事業者の指導監督を行います。

また、国保連合会のシステムを活用し、医療情報との突合、縦覧点検を行い、過誤調整等を実施するとともに、利用者の自立に資する適切なプランであるか、適切な方法により作成されたプランであるか等に着目したケアプランの点検を行います。

3 地域密着型サービス等の指定及び指導監督

地域密着型サービス事業者の指定について、熊野町地域密着型サービス運営協議会において事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定します。

また、事業者に対して適切な指導監督を行い、地域密着型サービスの質の確保に努めます。

4 適切な苦情対応体制

地域包括支援センター(おとしより相談センター)や役場窓口を中心とした高齢者の相談体制について、それぞれの窓口の果たすべき役割を一層重視し、身近な地域で気軽に相談できるよう努めます。

また、被保険者の意見や相談苦情等に適切に対応し、介護保険サービスの質の向上につなげます。

5 介護サービスを担う人材の資質向上に対する支援

介護サービス従業者の人材の育成及びサービスの質の確保に向けた情報提供を行い、施設内外の研修等を活用したサービスの向上に向けた取組を推進します。



3 - (4) 総合的な認知症対策の推進

増加が見込まれる認知症高齢者に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立し、早期から適切な診断や対応、認知症についての正しい知識の普及、本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の整備を推進します。

1 啓発活動及び予防活動の推進	
啓発活動の推進	認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による治療の促進や認知症を予防する生活習慣を定着させていくため、正しい知識の普及啓発を図ります。
認知症サポーターの養成	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するなど、社会福祉協議会等と連携し認知症に関する知識や理解を深めるための取組を推進します。
予防活動の推進	これまでに、保健・医療・福祉等の各関係機関において認知症予防に効果のあったノウハウや知識・経験を活用・共有し、デイサービスや介護予防教室の中に認知症予防を目的とするプログラムを導入し、高齢者の生活習慣の改善を図ります。 また、認知症を引き起こす可能性がある閉じこもりを予防するため、保健師や相談支援センター（プランチ）職員など専門職が定期的に訪問し、通所サービスなどにつなげます。

2 認知症ケアの向上	
相談支援体制の充実	地域包括支援センター（おとしより相談センター）を高齢者の総合相談窓口とし、認知症等の介護相談に応じるとともに、虐待防止等の権利擁護も含めた総合的・効果的な支援を行うために、地域の見守りネットワークの構築など、支援体制の整備を促進していきます。

3 認知症初期集中支援チームの設置	
「認知症初期集中支援チーム」を設置し、初期の段階で医療と連携し、認知症の人やその家族に対して個別の訪問等を行い、適切な支援を行う体制を整備します。	

4 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じた医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」等を配置し、認知症対策の推進を図ります。

